

もんじょ紹介 No.23

吉池一彦家文書から

はじめに

1 支配・藩御用	3～7
2 村のくらし	8～18
3 江戸便り	18～19
4 文政4年諸冊物	20～22
附 京都・大坂の宿屋「引き札」	23
おわりに	24



075-A-12-9 「肝煎の呼称変更」

文化スポーツ課
須坂市文書館

はじめに

一 吉池一彦家文書の特徴について

- 1 本文書は、市内小河原地区の吉池一彦家が所蔵する文書である。

吉池家は小河原村北組にあって名主などの村役人を世襲し、松代領支配村々の肝煎役・蔵本（元）役も勤めたとされ、儀八 — 清三郎 — 作右衛門 — 直吉と数代にわたる多量の史料が受け継がれてきている。小河原村は、須坂領ではなく松代領であることから、須坂市域における松代領の支配関係の実態が把握できるたいへん貴重な史料群である。

- 2 本文書には近世初期の史料は見られず、中期以降宝暦期の「御条目」や「大検見様御泊り賄米受取一札」などが見られる。天明・寛政期以降の史料がしだいに多くなり、文化・文政・天保期はきわめて大量となる。とりわけ年代が確定できない「辰正月」や「午正月」などの史料は、そのほとんどが差出人名や宛所名からみて天保期以降のものと推測される。

松代領関係では、代官所・職奉行所・道橋方役所・郡奉行所などから発給された文書に対する「受（請）取覚」や、「御蔵収納」「玄米納」などの受取に関連する史料が多く残る。また、文政3～5年にかけての諸勘定の「割合帳」「割合人別帳」（名主清三郎）なども多く残る。

小河原村は、東寺尾村 — 町川田村 — 福嶋村 — 小河原村と4カ村で廻村される廻状などの留村ともなっており、廻状も残る。

また、衣類反物・染物・薬種・御茶・材木・蚕種などの商取引にかかわる史料や、食べ物など個人消費にかかわる史料も大量に残されている。

さらに、越後国頸城郡^{くびき}武士村からの屋根葺^{ものふ}稼渡世にかかわる「村送り一札」など、長野県外とのつながりを示す貴重な史料も残る。

二 「吉池一彦家文書目録」の作成について

- 1 文書目録の配置は時系列を主としたが、年代が確定できないものが多く必ずしも年代順とはなっていない。史料総点数は、以下のように2388点と大量の点数を数える。

尚、BおよびC分類は後日搬入された史料で追加分Ⅰ・Ⅱとして扱っている。

記号	分類項目	史料番号	史料点数
A	江戸期中心	1 1 2 5	1 6 5 6
B	追加分 Ⅰ	6 8 8	7 0 8
C	追加分 Ⅱ	2 4	2 4
	合 計	1 8 3 7	2 3 8 8

- 2 史料目録の作成に当たっては史料活用の便を考慮して、以下のようにしてある。
- (1) 史料名は、原則として史料中に記載された表題を記したが、「覚」や「一札」とのみ記された文書には、次のように「染物代金受取覚」「御触請取覚」や「蚕種預り一札」など内容がわかる表題を作成して掲げる。
- 書簡については、その内容等を()で要約略記する。
- (2) 史料の中には、何点かの史料をまとめて紐綴じたものがあるが、前記同様に枝番号で処理する。
- (3) 史料形態については、次のように略記する。
- 紙(一紙)、横(横帳)、横半(横半帳)、縦(縦帳)、袋(袋状・袋入り文書)、冊(書籍・冊子)、など
- (4) 備考には、できる限り上納金・品物代金・借入金などの金額、また「御触」「御用状」などの発給者名を記してある。

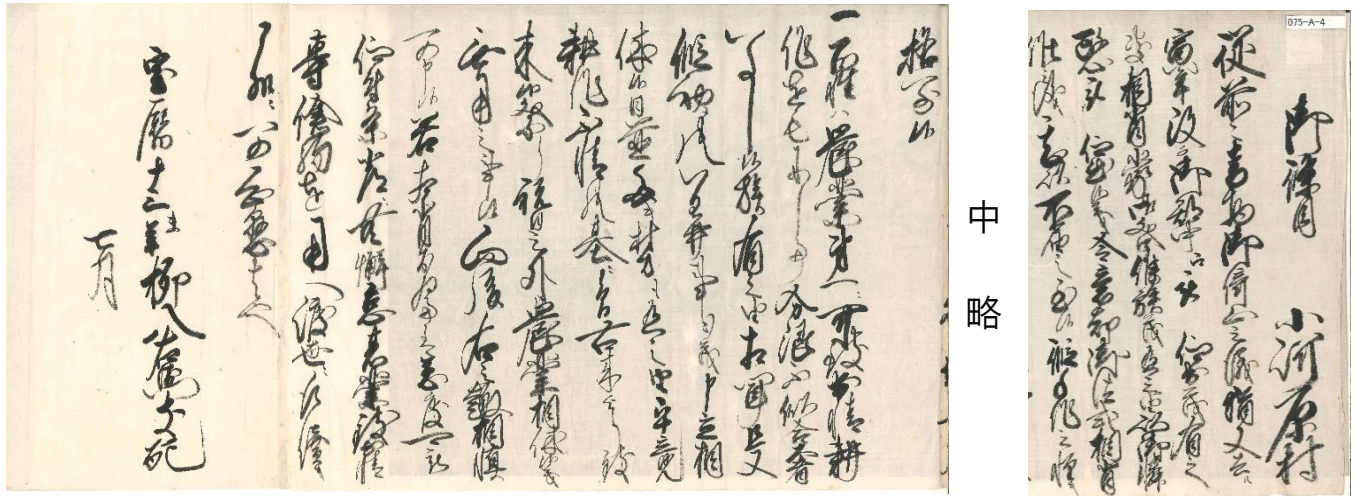
三 もんじょ紹介 No.23「吉池一彦家文書から」の内容について

今回の「もんじょ紹介」では、史料が大量なため以下の項目に絞って紹介する。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1 支配・藩御用 | ① 御条目「農業第一に」 |
| | ② 肝煎の呼称変更 |
| | ③ 検見上納物等三組定 |
| | ④ 御湯樽 |
| | ⑤ 毛附調べ |
| 2 村のくらし | ① 村役人の役替え |
| | ② 菓子職人 |
| | ③ 鉄炮の所持 |
| | ④ 村送り |
| | ⑤ 越後から出稼ぎ |
| | ⑥ 欠落文 |
| 3 江戸便り | ① コロリの流行 |
| | ② 薬用人参の相場 |
| 4 文政4年諸冊物 | ① 「已御飯米之内三分一御預ヶ分割合帳」 |
| | ② 文政4年冊物一覧表 |
| 附 京都・大坂の宿屋「引き札」 | |

1 支配・藩御用

① 御條目「農業第一に」



075-A-4「百姓は農業第一に出精致すべし」

A・4

御條目

小河原村

(前略)

一百姓ハ農業第一ニ可致出精、耕作をもにして、分限不似合奢いたし候族有之由相聞、且又縦勤メのいらい事ヲ茂申立、相休候日並多キ村方も有之由、畢竟耕作不精の基ニ候間、古来より致来候祭り祝日之外、農業相休候茂無用之事候、向後右之趣相慎可申候、若相背おいては急度可被仰付条、常々無懈怠農業致出精專儉約を用へ渡世ニ取続キ候様ニ可心懸者也
宝暦十三年 柳八右衛門支配

七月

(宝暦十三年 1763年)

解説

松代領の柳八右衛門(郡方の奉行職)からの「御條目」で、「百姓は農業第一に耕作に精を出すよう」命じている。また、「村の休み日」についても耕作不精のもとになるとして、これまでの村の祭りの祝日などのほかに、新たな「休み日」を作することを禁じている。さらに、専らの儉約をも命じている。

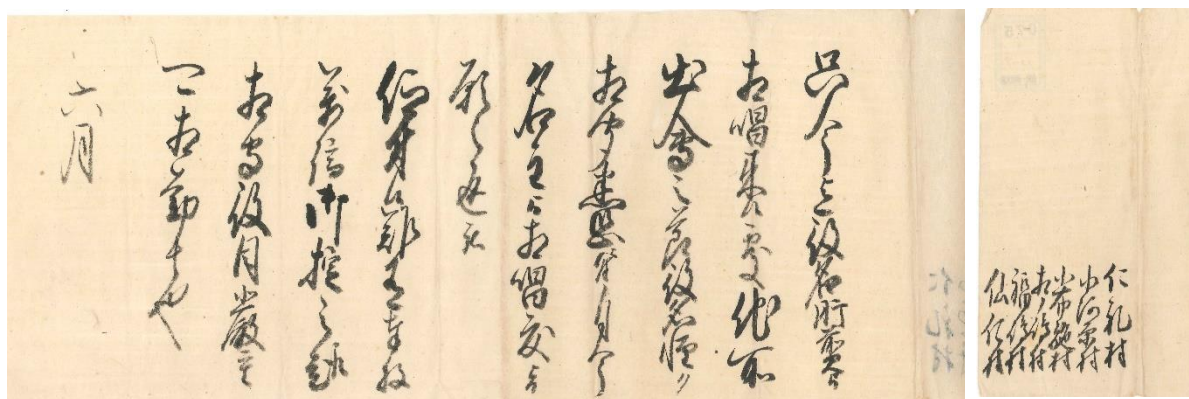
(潰れ百姓の防止策)

4 文政4年 諸冊物(1)



075-B-28 ~ 075-B-31

② 肝煎の呼称変更



075-A-12-9 「自今、名主と相唱えたき」

A・12・9
(裏書)

仁礼村
小礼原村
小布施村
相ノ嶋村
福嶋村
仙仁村

只今迄役名肝煎与
相唱来候处、他
出会之節役名輕ク
相聞迷惑二付、自今
名主与相唱度旨
願之通被
仰付候、難有奉存
萬信御掟之趣
相守、役目嚴重
可相勤者也
六月

今まで村役名を肝煎と
呼んでいたけれど、他領での
会合に出たとき軽い村役と
思われて迷惑なので、これからは
名主と呼びたいという旨の
願の通りに
許可され、ありがたく思います
すべて掟をしつかり
守り、役目を嚴重に
勤めます

解説

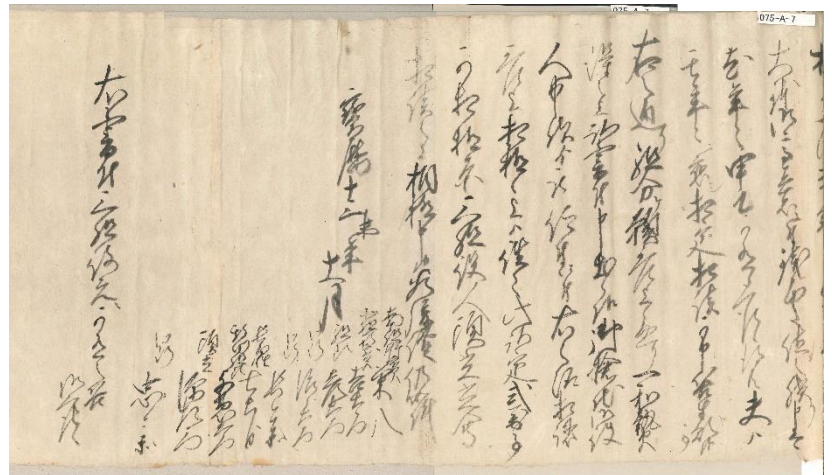
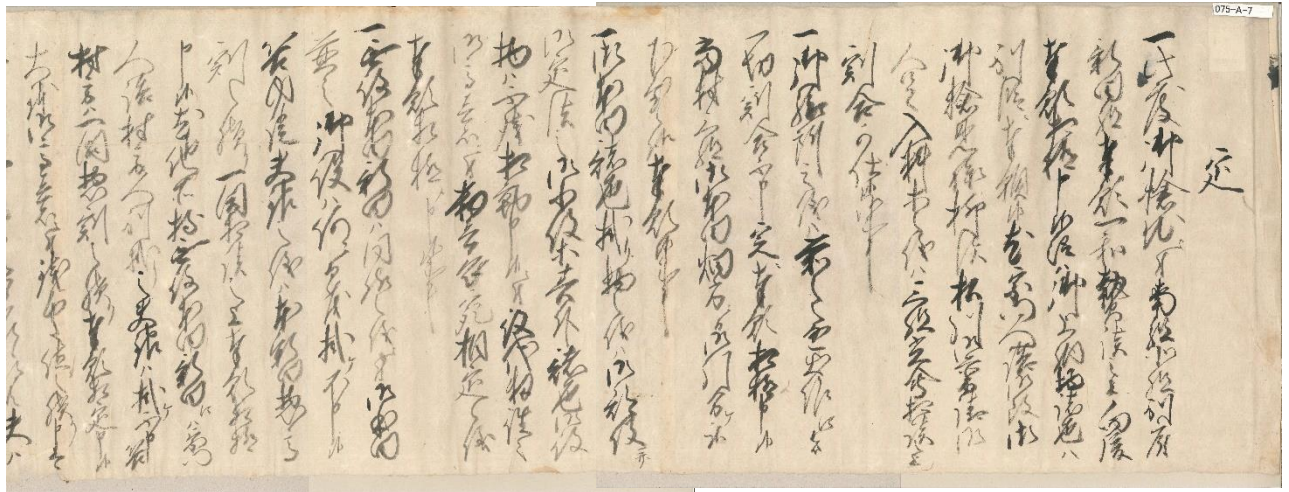
村役人名(呼称)を「肝煎」から「名主」に変更したいとい
う願に対し、許可をいただいた御札である。当時松代領では、
上田領からの続きで「肝煎」を称していた。近隣領から見
て「肝煎」は軽い役職と受け止められやすいので、「名主」が良
いとしている。「肝煎」から「名主」への呼称変更は、宝暦十四
年(1746)六月とされるので、同時期の文書と推定される。

4 文政4年 諸冊物(2)



075-B-32 ~ 075-B-37

③ 検見上納物等の三組定



075-A-7 「この度御検地に付」

A・7

定

一此度御検地ニ付南組北組別府

新田組奉願、一和熟談之上向後

奉願相極申候趣ハ、御上納物諸色ハ

別段ニ奉願候、尤宗門人詰御役御

御検見様柳沢松川御普請御

人足入料等之儀ハ、三組立会相談之上

割合可仕候御事

一御給所之儀ハ、前々之通出作江者

一切割合不申、定ニ奉願相極申候、

当村三組御本田畑方ニ而御引分ケ被

下置候様、奉願候事

一御本田諸色掛り物之儀ハ、御郡役并

御定法之御小役等、其外諸色御役

物ハ不残相勤申候ニ付、役代初往々

御高老石ニ付初老表宛相定候儀、

奉願相極メ申候事

一無役本田新田ハ同様之儀ニ付、御本田

並之御役ハ何ニ而茂掛ケ不申候

筈、内証夫銀之儀ハ本新田惣高

割之積リ、一同相談之上奉願相極

申候、尤地所持無役本田新田江ハ宗門

人詰村方人別掛リ之夫銀ハ掛ケ不申筈、

村方ハ一同惣割之積リ奉願相定申候、

大体御高老石ニ付銭百文位之積リ申上候、

尤年々甲乙可有御座候得共、夫ハ

其年々ニ応シ相定、相談申筈奉願候事

右之通り組分ケ願差上候通り、一和熟

得之上以書付申出候様御検地御役

人中様方被仰付候ニ付、右之趣相認

差上相極候上ハ、往々此以定式万事

可相極候所、三組役人頭立立会

相談之上相極申候、為後証仍如件

宝曆十三未年十一月

南組肝煎 榮 八

北組肝煎 吉右衛門

組頭 彦右衛門

同断 治郎右衛門

同断 長兵衛

同断 七右衛門

新田組頭 与惣右衛門

頭立 源左衛門

同断 忠兵衛

右書付三組役元ニ可有之管御座候

(宝曆十三年 1763 年)

解説

御検見上納物に関わる南組・北組・別府新田組の取り極めである。内容を要約すると、御検地上納諸色は別に願ひ、宗門人詰役・御検見役・柳沢松川御普請人足入用料は三組が相談して決める。

一 御給所（藩士の知行地）については、出作りの者には割り合わない。三組の田畑所有者で分担する。

一 本田に掛かる郡役・小役は負担する。役代は高一石に付一俵（五斗入）とする。

一 無税の本田新田は、御役の負担はしない。内証夫銀は本田新田の惣高割とする。無税の本田新田には人詰村方別掛り夫銀の負担は掛けない。村方は惣割とし、高一石に付銭百文位とする。

これら三組負担を一同で相談して願書を申し出したところ御検地役人に認めていただいたので三組の村役人と頭立が立会い相談のうえ決めた。

「三組役人」と言いながら、南組は肝煎栄八のみ、新田組は組頭与惣右衛門のみ、北組だけが肝煎吉右衛門ほか組頭三人長百姓一人が署名している。どう見ても北組主導の定書である。

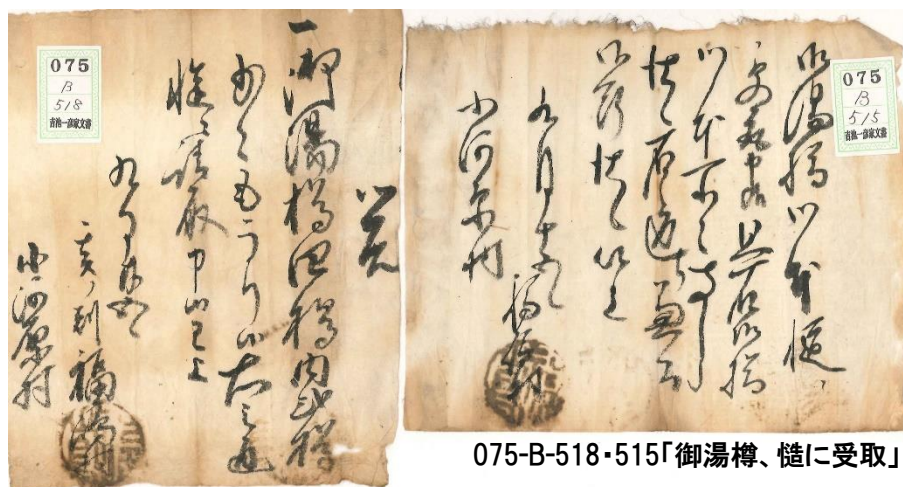
頭立は源左衛門と忠兵衛の二人である。宝暦十三年十一月の時点では、村役人名（呼称）は「名主」ではなく「肝煎」だったこともわかる。

（A・12・9参照）

④ 御湯樽

解説

御用状の受取状とともに残されていた文書で、御湯樽の運搬及び受取の内容がわかる。松代領内の温泉地湯田中から継送りで御湯樽を運んだものである。湯樽に「御」が付いていることから、藩主の御用と推測できる。ある藩主は、痔疾のため参勤交代の帰路を中山道から甲州街道に変更し温泉治療をしたとされる。



075-B-518・515「御湯樽、慥に受取」

B・515

御湯樽式本、慥二

受取申候、且右樽

式本所々たし

仕候、右之通り兼而

御断仕候、以上

九月十五日

福嶋村印

小河原村

B・518

覚

一 御湯樽四樽、内式樽

少々もうり候、右之通

慥二請取申候、已上

九月廿五日

亥ノ刻

小河原村

福嶋村印

⑤ 毛附調べ

一 如例年之御毛附當歳并女牛男牛共
 御改被 仰付奉畏候、近年御領内御毛付当才
 減少候二付、隱馬等有之様粗被 及御聞、今度
 御吟味嚴重二被 仰付、依之郷中小村迄明細
 吟味仕候得共、御毛付当歳女馬男牛共二
 老正茂無御座候、自然隱置脇々訴人茂
 御座候ハ、馬主之義ハ不及申上、名主組頭長百姓
 如何様之曲事被 仰付候共異儀申上間敷候
 一 中売買之儀ハ先年被 仰付候通り一切仕間敷候、
 万一相背売買仕候ハ、何分之曲事被 仰
 付候共一言之義申間敷候、若此以後他所
 買入候当才又ハ遅生御座候ハ、早速御役所江
 御訴可申上候
 一 御領分ニ而生候当歳式才、他所預り馬之由ニ而
 御書上不仕候様粗被 及御聞、依之御吟味嚴重二
 被 仰付候、此以後他所当才式才女馬共預り馬
 一切仕間敷候、自然預り置後日二訴人茂御座候ハ、
 如何様二茂可被 仰付候、為後日一札差上
 申候、仍而如件
 天明二年寅八月 小川原村三役人
 御厩御役所 (後略)
 天明二年八月 寅
 御厩御役所
 一 如例年之御毛附當歳并女牛男牛共
 御改被 仰付奉畏候、近年御領内御毛付当才
 減少候二付、隱馬等有之様粗被 及御聞、今度
 御吟味嚴重二被 仰付、依之郷中小村迄明細
 吟味仕候得共、御毛付当歳女馬男牛共二
 老正茂無御座候、自然隱置脇々訴人茂
 御座候ハ、馬主之義ハ不及申上、名主組頭長百姓
 如何様之曲事被 仰付候共異儀申上間敷候
 一 中売買之儀ハ先年被 仰付候通り一切仕間敷候、
 万一相背売買仕候ハ、何分之曲事被 仰
 付候共一言之義申間敷候、若此以後他所
 買入候当才又ハ遅生御座候ハ、早速御役所江
 御訴可申上候
 一 御領分ニ而生候当歳式才、他所預り馬之由ニ而
 御書上不仕候様粗被 及御聞、依之御吟味嚴重二
 被 仰付候、此以後他所当才式才女馬共預り馬
 一切仕間敷候、自然預り置後日二訴人茂御座候ハ、
 如何様二茂可被 仰付候、為後日一札差上
 申候、仍而如件
 天明二年寅八月 小川原村三役人
 御厩御役所 (後略)
 天明二年八月 寅
 御厩御役所

075-A-34-1「御毛附、当歳御改の儀」

A134-1

差上申一札之事 (端裏書) 御厩御役所下書

一如例年之御毛附当歳并女牛男牛共

御改被 仰付奉畏候、近年御領内御毛付当才

減少候二付、隱馬等有之様粗被 及御聞、今度

御吟味嚴重二被 仰付、依之郷中小村迄明細

吟味仕候得共、御毛付当歳女馬男牛共二

老正茂無御座候、自然隱置脇々訴人茂

御座候ハ、馬主之義ハ不及申上、名主組頭長百姓

如何様之曲事被 仰付候共異儀申上間敷候

一 中売買之儀ハ先年被 仰付候通り一切仕間敷候、

万一相背売買仕候ハ、何分之曲事被 仰

付候共一言之義申間敷候、若此以後他所

買入候当才又ハ遅生御座候ハ、早速御役所江

御訴可申上候

一 御領分ニ而生候当歳式才、他所預り馬之由ニ而

御書上不仕候様粗被 及御聞、依之御吟味嚴重二

被 仰付候、此以後他所当才式才女馬共預り馬

一切仕間敷候、自然預り置後日二訴人茂御座候ハ、

如何様二茂可被 仰付候、為後日一札差上

申候、仍而如件

天明二年寅八月 小川原村三役人 (後略)

御厩御役所

《解説》

馬・牛の調査に関わる文書で

ある。

今年生まれた馬、男牛・女牛

とも一頭も無いこと。中売買の

者は一人もいないこと。領分内

で生まれた当歳馬・二歳馬で、

預り馬は一切行わないこと、を

確約する内容である。

宛所は松代藩の「御厩御役所」

とある。

天明三年「天明の飢饉」の前

年であるが、この年以降飢饉な

どの影響をうけ牛馬の飼育頭数

は年を追うごとに大幅に減少し

ていく。

2 村のくらし

① 村役人の役替え (1)



075-A-111 「名主・組頭・百姓代跡役」

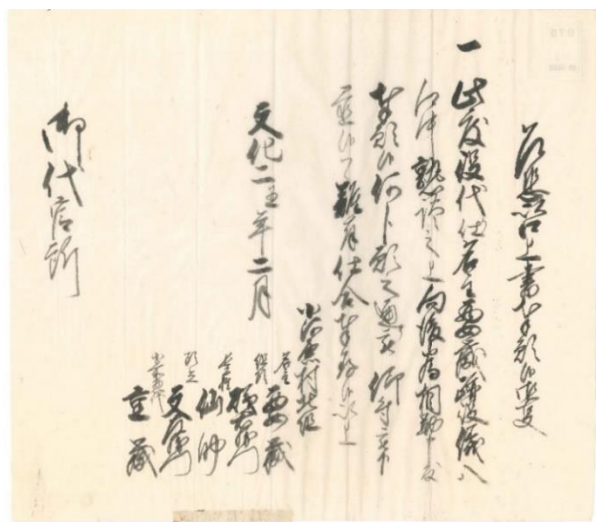
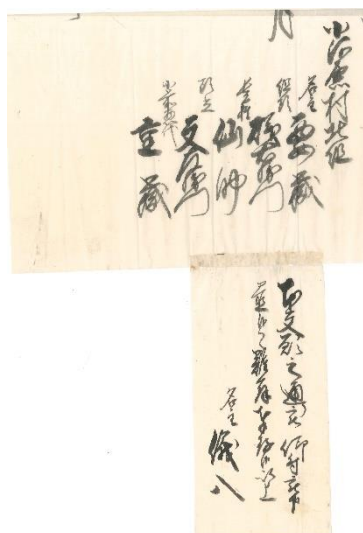
A-1111	乍恐以口上書奉願候御事	一 当村役代り仕、名主茂左衛門跡式	嘉十郎相勤度旨、奉願候御事	一同村名主要藏跡役儀八相勤度旨、奉願候御事	一同村組頭丹治郎跡役惣藏相勤度旨、奉願候御事	一同村長百姓武助跡役武兵衛相勤度旨、奉願候御事	右之者共、御情二願之通り被仰付被下置候ハバ、難有奉存候、以上	文化二丑年二月	小河原村	名主 茂左衛門	同 要 藏	同 藤九郎	組頭 文右衛門	同 儀右衛門	同 丹治郎	長百姓 仙助	職御奉行所	〔文化二年 1805 年〕	村役人の代替りの文書で、江戸時代後期になると有力農民内での交代が多かった。

4 文政4年 諸冊物 (3)



075-B-38 ~ 075-B-41

① 村役人の役替え (2)



075-A-113 「名主要蔵跡役」

解説

A・1111に関連する文書で、小河原村北組の名主役交代を代官所に願い出、名主役を要蔵から儀八に跡役として譲りたいというものである。頭立文左衛門と小前惣代重蔵の名が見られる特徴がある。

附下札では、すでに名主は儀八となっている。

A・1113

乍恐以口上書奉願候御事

一此度役代り仕、名主要蔵跡役儀八
郷中熟談之上、向後為相勤申度
奉願候、何分願之通り被 仰付被下
置候ハゞ、難有仕合奉存候、以上

文化二丑年二月

小河原村北組
名主 要蔵
組頭 儀右衛門
長百姓 仙助
頭立 文左衛門
小前惣代 重蔵

御代官所

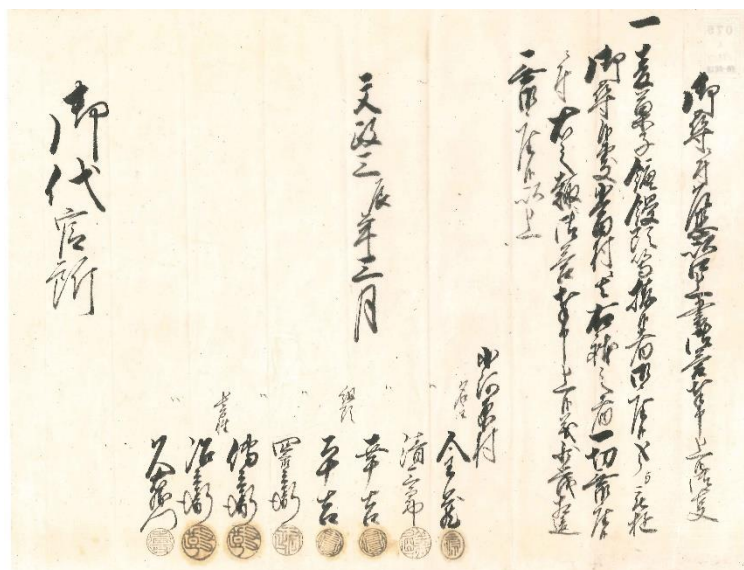
〔附下札〕 本文願之通り被 仰付被下
置候ハゞ難有奉存候、以上
名主 儀八

4 文政4年 諸冊物 (4)



075-B-42 ~ 075-B-45

② 菓子職人



075-A-150-1・150-2 「麦菓子饅頭候者」

② 菓子職人

A・150・1 麦菓子饅頭候人返答書

御尋二付乍恐以口上書御答奉申上候御事
一麦菓子饅頭等拵候者御座候哉与被遊
御尋候處、当村二者右躰之者一切無御座候
二付、右之趣二御答奉申上候義、少茂相違
無御座候、以上

文政三辰年三月

御代官所

小河原村
名主 金藏印
同 清三郎印
同 幸吉印
組頭 平吉印
同 四郎兵衛印
同 傳兵衛印
長百姓 治兵衛印
同 久右衛門印

〔解説〕 A・150・2は、差出人が省略された同一内容の文書。

この文書からは、文政期にはこの須坂地域にも麦菓子や饅頭・饅頭を製造する職人がいたことになる。たまたまこの小河原村にはいなかったものの、松代領内または須坂領などの近隣領内にはいたと考えられる。善光寺門前町などには存在したと考えても良いだろう。南・北・新田組の三組連名の返答書。
尚、「饅」については、「米を煮て蒸らして作る甘味の物」とある。

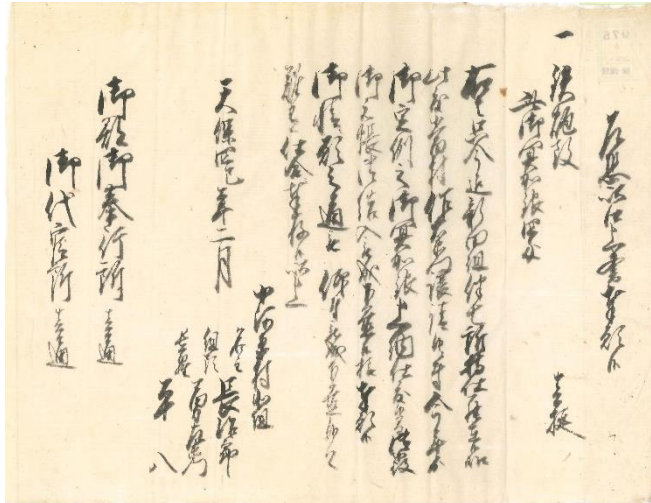
4 文政4年 諸冊物 (5)



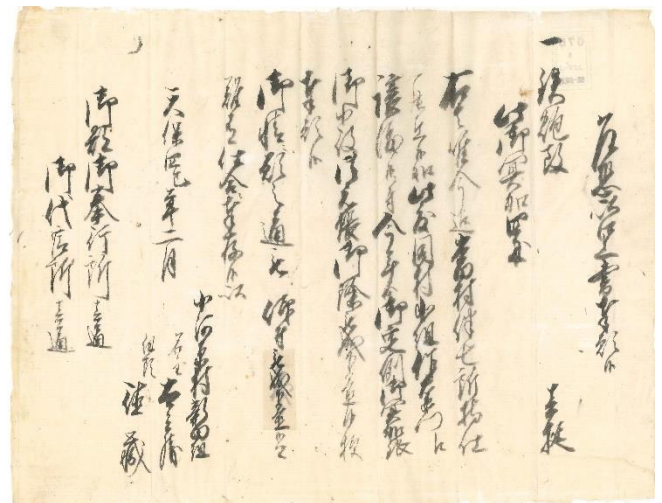
075-B-46 ~ 075-B-49



③ 鉄砲の所持 (1)



075-A-254-1



075-A-254-2 「鉄砲寄挺役」

A125411
乍恐以口上書奉願候
一 鉄砲役
此御冥加銀四匁
右者只今迄新田組伴七所持仕罷在候処、
此度當村作右衛門議請候二付、今年方
御定例之御冥加銀上納仕度候間、御小役
御元帳御詰入被成下置候様奉願候、
御情二願之通被 仰付被下置候ハバ
難有仕合ニ奉存候、以上
天保四巳年二月
御郡御奉行所 壱通
御代官所 壱通

A125412
乍恐以口上書奉願候
一 鉄砲改
此御冥加四匁
右者唯今迄當村伴七所持仕
罷在候処、此度同村北組作左衛門江
讓渡候二付、今年方御定例御冥加銀
御小役御元帳御除被成下置候様
奉願候、
御情二願之通被 仰付被成下置候ハバ
難有仕合ニ奉存候、以
天保四巳年二月
御郡御奉行所 壱通
御代官所 壱通

A125411は、小河原村北組の村役人三人から提出されたもので、作右衛門が鉄砲を譲り受けたので今年から冥加銀を上納するとして、御小役御元帳への記載を願い出ている。宛先の郡奉行所・代官所は同じである。
一般的に鉄砲を所持できるのは村役人クラスで、新田組伴七・北組作右衛門はともに名主を務める家柄にある。
天保4年(1833)は、「天保の飢饉」が始まった年であるが、この時点ではまだ2月であるので凶作との関連は少ないと思われる。

〔解説〕 A125412・A125411は、ともに鉄砲所持の移転に伴う冥加銀の上納にかかわる文書史料である。
A125412は、小河原村新田組の村役人から提出されたもので、伴七の所持ではなくなつたので、冥加銀の上納は「御小役御元帳御除被下置候様」願い出ている。郡奉行所と代官所へ一通ずつ提出していることが分かる。
冥加銀四匁は、幕府の公定換算(1両1160匁)からいえば、1両の15分の1程度。つまり金1朱(1両の16分の1)よりはやや高いと言える。さらに、天保期の銭相場(1両11660匁)に換算すると440文程度である。これは、他領に比べるとかなり高いのではないか。「威鉄砲」ではなく「狩猟鉄砲」であつたからとも思われる。

③ 鉄砲の所持 (2)

[illegible]

075-A-255 「鉄砲持主御免許書替の件」

[illegible]

075-A-256 「鉄砲所持者の変更」

[illegible]

075-A-257 「作右衛門鉄砲所持の請書」

A1255

乍恐以書付奉願候

當村獵師鉄炮持主武平治儀、先年伴七与名替仕度奉願候通被 仰付、宗門人別御帳面者持主伴七与鉄炮下ケ札共ニ相直し置候處、御免許御書替不願其俣所持仕居、當人不及申上延年村役人共不調法至極奉恐入候、元來當人病身ニ而常々狩不仕、大切相仕舞置候ニ付、等閑罷成、此度右鉄炮ニ付前違之處見付何共奉恐入候、

御情右不調法之段被成下

御赦免置候様奉願上候、然上者向來右躰之義無御座候様急度可相守候間、何分茂願之通被 仰付被成下置候ハ、御慈悲与難有仕合奉存候、以上

小河原村新田組

天保四巳年二月

願主 伴 七
名主 太兵衛
組頭 徳 蔵

小河原村北組

清三郎

息子 作右衛門

組合 五右衛門

名主 長治郎

組頭 勇左衛門

長百姓 平 八

職御奉行所

A1256

乍恐以口上書奉願候御事

一 獵師鉄炮耄挺玉目三匁 信濃国高井郡小河原村 武平治事 持主 伴七
右伴七儀從先規獵師 御免ニ而鉄炮所持仕來候處、病身ニ罷成申候付同村同郡同村作右衛門右鉄炮御預リ狩仕渡世送り申度旨奉願候、被 仰付於被下置者 御掟急度相守少茂違背仕間敷候、願之通被 仰付被下置候ハ、難有奉存候、右之旨少茂相違不申上候、以上

小河原村北組

清三郎子

願人同受人

五人組惣代

名主

組頭

長百姓

小河原村新田組

讓主 伴 七

名主 太兵衛

組頭 徳 蔵

職御奉行所

A1257

差上申一札之御事

一 獵師鉄炮耄挺玉目三匁 信濃国高井郡小河原村 清三郎子 持主 作右衛門
右鉄炮同国同郡同村武平治事伴七從先規獵師 御免ニ而鉄炮所持仕來候處、病身罷成申候ニ付、同国同郡同村作右衛門右獵師鉄炮御預リ申、狩仕渡世送り申度奉願候處、願之通被 仰付為獵師右鉄炮被遊 御預ケ候、依之前々被仰付候 御掟之通猥無之嚴重相守狩仕候様急度被 仰奉畏候、此鉄炮余事ニ用不申狩之外惡事等仕出申候ハ、當人ハ不及申上名主組頭長百姓迄何様之曲事ニも可被 仰付候、且又右鉄炮他人ハ不申上縦全親子兄弟ニ而御座候共、鉄炮持主之外餘人江貸申候義、曾以仕間敷候、若又鉄炮持主死失又ハ如何様ニも罷成申候ハ、御断申上御差図次第可仕候、右之趣相背候ハ、連判之もの迄如何様之曲事ニも可被仰付候、為後日一札差上申候、仍如件

小河原村北組

清三郎子

同受人持主

五人組惣代

名主

組頭

長百姓

職御奉行所

〔解説〕 A1255・A1256・A1257は、
獵師鉄炮（鉄砲）の所持・移転にかかわる一連
の文書史料である。

A1255は、新田組の武平治が「伴七」と名
前を替えた時に、宗門人別帳の下げ札は書き直
したが獵師鉄炮免許の書き替えの願を怠ったと
ある。伴七本人及び村役人の不調法を詫びると
ともに、伴七は病身で狩をせず大切に保管して
きたことも述べている。今後の所持について掟
を守るとして、不調法の御赦免を願っている。

おそらくは、伴七の鉄炮を「作右衛門（清三
郎子）」に譲るにあたって、武平治の名前のまま
で「伴七」と免許の書き替えができていないこ
とを職御奉行所から咎められたものと思われる。
A1256は、作右衛門が伴七（武平治）から
獵師鉄炮を譲り受けたこと、掟を必ず守ること
などを約束し、北組村役人および新田組村役人
の連名で願書を職御奉行所に提出している。
この時点の持主は、まだ伴七となっている。

A1257は、作右衛門が持ち主となり、掟
を守り狩のほかには「此鉄炮余事二用不仕」
として、厳重使用と「餘人江貸」さないこと
を約束している。ここでは、北組のみの村役
人が連名している。

武器にあたる獵師鉄炮には、厳しい所持の制
約があったことが分かる。はたして、伴七は作
右衛門にどの程度の金額で譲り渡したのであろ
うか？

③ 鉄砲の所持 (3)



075-A-258 「鉄砲所持の宗門帳下げ札の件」

A1258

乍恐以書付奉願候

當村浄土真宗倉之丞親獵師鉄炮持主伴七儀、
病身罷成狩難仕候二付、此度同村禅宗清三郎子
作右衛門右鉄炮御預り申度旨奉願候、
御情願之通被 仰付
御免許御書替被成下置、當村宗門人別
御帳面下ケ札御附替被成下置候ハ、難有
仕合奉存候、以上

天保四巳年二月

小河原村新田組

名主 多兵衛 印

組頭 徳藏 印

小河原村北組

名主 長次郎 印

組頭 勇左衛門 印

長百姓 平八 印

御奉行所

〔解説〕 A1258は、鉄砲の持主が伴七から作右衛門に移ったことに
伴うもので、宗門人別帳の下げ札の付け替えを願ひ出ている。

前記のA1255では、宗門人別帳の下げ札の付け替えは願ったものの
獵師鉄炮免許の書き替えの願を怠ったとして詫び状を提出したが、今回
は下げ札の付け替えだけでなく免許についても同様の願書を提出したも
のと思われる。しかし、控え状や下書は見られない。

④ 村送り



075-A-31-2 「伊惣治村送り状」



075-A-31-1 「嘉右衛門村送り状」

A・31・2
送り證文之事
一 当村忠右衛門倅伊惣治義、今度其御地嘉右衛門殿署名跡罷越申候、此者当村出生二而慥成者二御座候間、其御村御帳面二御組入可被成候、尤村並之御作法何二而も相背候ハ、如何様共可被仰付候、右之者宗旨之儀ハ、代々浄土宗須坂町浄念寺且那紛無御座候、御法度切支丹宗門二而ハ無御座候、為後日證文仍而如件
天明二年寅三月
高井郡六川村
名主 武右衛門
組頭親 忠右衛門
百姓代従弟 和助
小河原村御名主中
(天明二年 1782年)

A・31・1
送り證文之事
一 当村嘉右衛門義、今度其御村方源左衛門殿方二店借致シ、酒商等仕度由二附罷越候間、御村方御作法之店借帳面二御載可被下候、然上ハ此もの如何様之義有之候共、其御村方二おゐて可然様二御取計ひ可被成候、但し宗旨之義ハ浄土宗二而、同郡北岡村西證寺且那二紛レ無御座候、為後日嘉右衛門送り證文仍而如件
安永五年申三月
雁田村
名主 崑平治
大家 小右衛門
五人組 文蔵
小河原村御役人中
(安永五年 1786年)



075-A-31-5 「惣右衛門寺送り状」

A・31・5
一札之事
一 拙寺且中須坂御領大子町出生之惣右衛門、此度以勝手其御組嘉右衛門殿借家江引越参り御帳面二相詰り度旨相願候二付、拙寺御請合申候上ハ、御公儀様御法度之儀者不及申、御村方之御作法為相背申間敷候、万一相背申候ハ、拙寺引請急度埒明可申候、為後日之一札依而如件
文化三寅年二月
同組御役人中
称念寺
(文化三年 1806年)

解説

三通とも「村送り」（現在の戸籍の出入変更）に関わる文書である。

A・31・1は、雁田村の嘉右衛門が小河原村の源左衛門の店を借りて酒屋商（小売商）をしたという内容である。また、浄土宗の高井郡北岡村西證寺の旦那であるとの村役人の証明でもある。

A・31・2は、六川村の忠右衛門倅伊惣治を小河原村の嘉右衛門の聲名跡にしたいという内容である。浄土宗浄念寺の旦那で、切支丹ではないとの村役人の証明でもある。

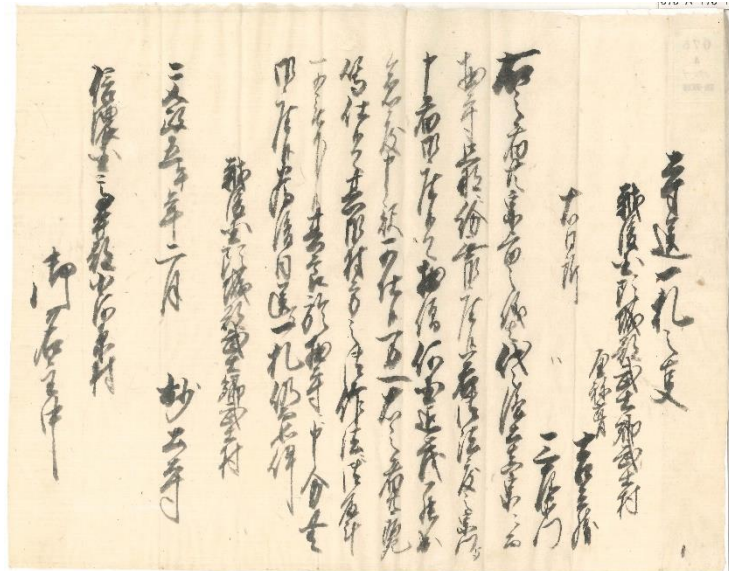
A・31・5は、太子町の惣右衛門が小河原村の嘉右衛門の借家に引越すという内容で、称念寺が「拙寺旦那」であるとして身元を証明している。

三通とも「嘉右衛門」の名がみえるが、同一人物の可能性がある。

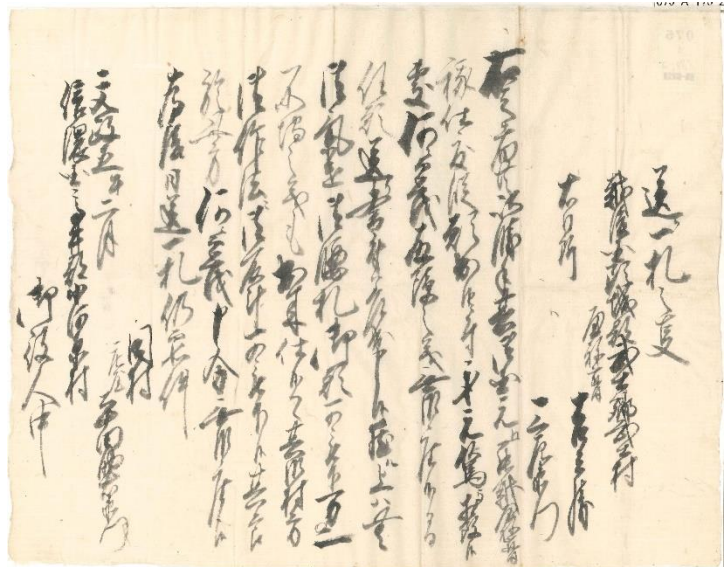
⑤ 越後から出稼ぎ

解説

二通とも、越後国頸城郡武士村の屋根葺き吉兵衛と三左衛門の出稼ぎに関わる文書である。旦那寺妙土寺の証明と、庄屋平田助右衛門の証明である。万一の場合には、その村（小河原村）の作法に従うとある。出稼ぎであるから「腰札」が必要とわかる。この庄屋は、名字御免の家格と思われる。



075-A-170-1 「吉兵衛三右衛門寺送り状」



075-A-170-2 「吉兵衛三右衛門村送り状」

A・170・1

寺送一札之事

越後国頸城郡武士郷武士村

屋祢葺 吉兵衛
同 三左衛門

右之者共宗旨之儀者代々浄土宗二而拙寺且那二紛無御座候、若御法度之宗門与申者御座候ハ、拙僧何国迄茂罷出急度申訳可仕候、万一右之者共病死等仕候ハ、其御村方之御作法二御取計可被下候、其節於拙寺二申分無御座候、為後日送一札仍而如件

文政五年二月

越後国頸城郡武士郷武士村

妙土寺

御名主中

A・170・2

送一札之事

越後国頸城郡武士村

屋祢葺 吉兵衛
右同断 同 三左衛門

右之者共以勝手其御国元江罷越屋祢葺稼仕度段願出候二付、身元篤与相改候处、何二而茂故障之義無御座候間、任願送り書付差出申候、然ル上ハ無御氣遣御腰札御願可被申候、万一不埒之義も出来仕候ハ、其御村方御作法二御取計可被下候、其節於此方何二而茂申分無御座候、為後日一札仍而如件

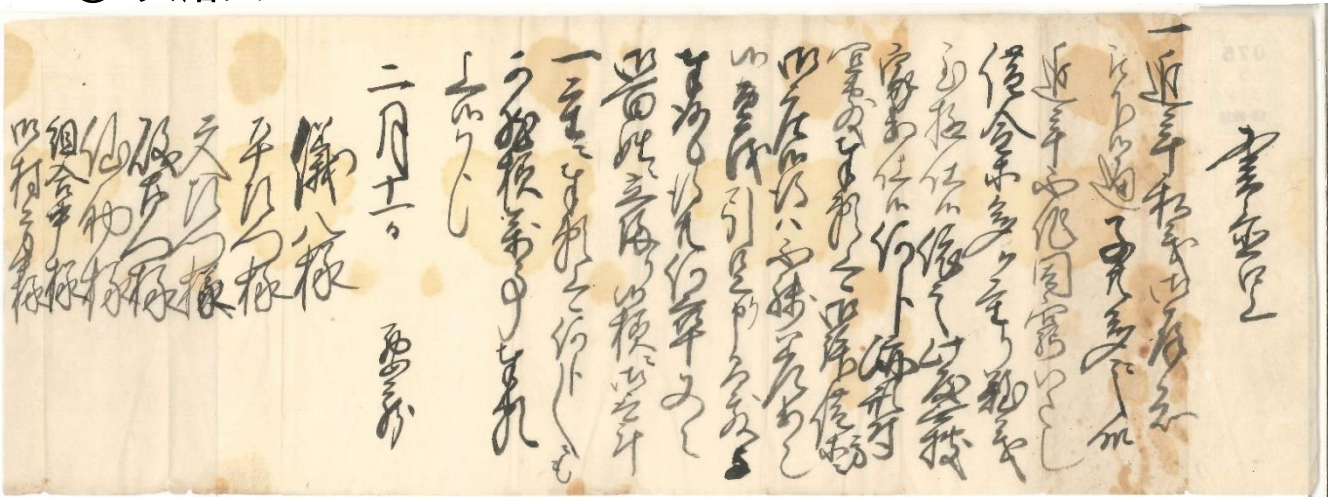
文政五年二月

庄屋 平田助右衛門

同村

信濃国高井郡小河原村

⑥ 欠落文



075-B-534 「要蔵欠落書置口上」

B・534

書置口上

一 近年私義御存念
被下候通、子共多二之候处、
近年不作困窮いたし、
借金等多ク重リ難儀
至極仕候、依之此度無抛
家出仕候、何分跡形付方
宜敷奉願上候、御拝借等二
御座候得ハ、不残差出し
候而茂引足リ申間敷与
奉存候得共、何卒又々
御百姓二立帰リ候様二御取計
一重二奉願上候、何分く二も
可然様万事奉願
上候、以上
二月十一日
要蔵
儀 八 様
平左衛門 様
文左衛門 様
儀右衛門 様
仙助 様
組合中 様
御村方 様

解説

要蔵の「家出（欠け落ち）」の書置口上書である。

子どもが多く、近年の不作で困窮し、借金も多くあり難渋していることから、やむを得ず家出する。ついては後始末をお願いし、借金については全財産を差出しても不足するであろうが、百姓に立ち返る際には取計いをお願いしたい。

村役人や組合（五人組）、さらに村中に願う口上書で、なんとも都合のいい言い分ではあるが、これが「家出（欠け落ち）」の実態といえる。おそらくは、実際には家出はせず村役人で手配し、要蔵が百姓を続けられるようにしたのであろう。

この「二月十一日」の年次は不詳であるが、文化二年（1805）名主役の交代にあたり「名主要蔵」から「儀八」に引き継いでいる。

（A・1111・A・1113参照）

「文左衛門」「儀右衛門」「仙助」の宛先の村役人名からも、文化二年以降の文書と推測される。「平左衛門」が村役人として登場する年代が確定できれば、さらに年次は絞り込めそうだとすれば、この要蔵は「前名主」と考えられ、上層農民からの急転落があったと思われる。村役人が年貢等の不足分を個人で負担したことも考えられる。

3 江戸便り

① コロリの流行

B・524

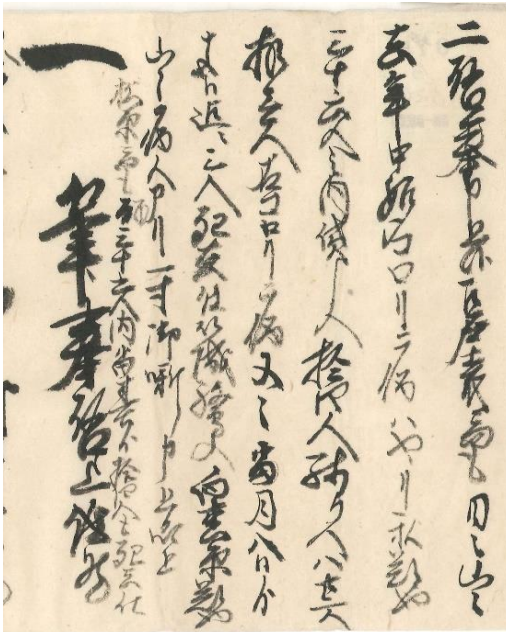
「コロリの流行」

二啓奉申上候、江戸表二而も日々山々去年中始メコロリ病ハヤリ、私割や三十六人之内貸人拾四人、残り人ハ廿二人、拾壹人右コロリ病、又々当月八日、十五日迄二三人死去仕、以誠騒入、向松原割や山々病人アリ、一寸御漸申上候、以上松原二而も百三十六人内当春、拾四人も死去仕（後略）

解説

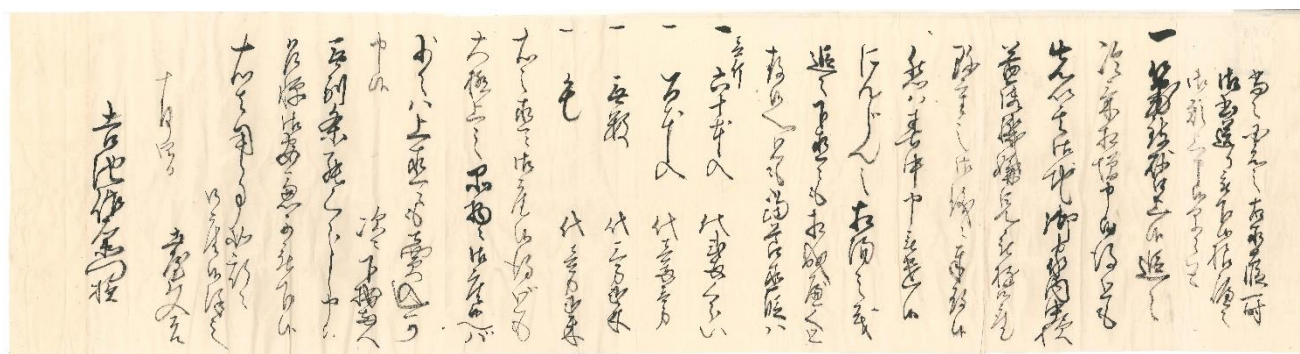
書簡の追伸（二伸）部分に江戸におけるコロリ（コレラ）の流行を伝えている。記録によると、江戸でコレラが大流行したのは安政五年（1858）であり、この書簡は「未八月廿二日」付となっていることから、翌年の安政六年のことと推定される内容である。翌年もまだ、流行が続いていた様子がわかる。

（書簡の内容は、奉公のことと薬代の送金依頼が中心）



075-B-524 「安政6年の書簡から」

② 薬用人参の相場



075-A-581 「にんじん之相場之義」

A
·
5
8
1

(追伸部分略)

一筆致啓上候、追々
 冷氣相増申候得とも、
 先以其御地御家内中様
 益御機嫌克被遊御座候、
 珍重之御儀ニ奉存候、
 然ハ、春中申被遣候
 にんじん之相場之義、
 追々下直ニも相成べくと
 存候へとも、当節直段ハ
 壺斤
 一 六十本入 代貳両くらい
 一 百本入 代壺兩壺分
 一 無数 代三分貳朱
 一 毛 代壺分貳朱
 右之直ニ御座候得ども
 大極上之品物ニ御座候へバ
 少々ハ上直ニも売込可
 申候 (中略)

十月四日

吉池作右衛門様

土屋又吉

(中略)

解説

薬用になじん（朝鮮人參）の相場についての書簡である
一斤（160匁≒600g）あたり

・ 60本入 2両くらい

・ 100本入 1両1分

無数
3分2朱

毛 1分2朱

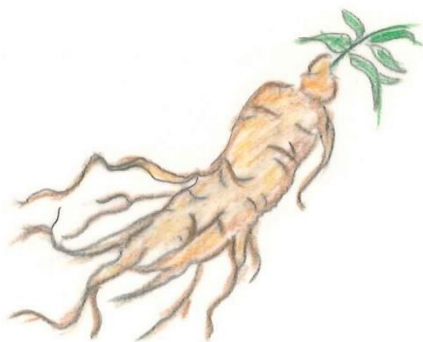
というもので、等級別に分けてはいるがかなり高い相場といえそうだ。大極上物ならもう少し高い値段で売り込めることもある。残念ながら、土屋又吉がどこの所相場を調べたものか不明である。もし江戸の相場であればたいへんおもしろいが・・・。

年次も不詳だが、「吉池作右衛門」宛であることから、天

保十二年（1841）以降の幕末期であることがわかる。

この時期、吉池家では手広く商売をしていたようで、各地の商人などとの取引の実態を知ることができる。

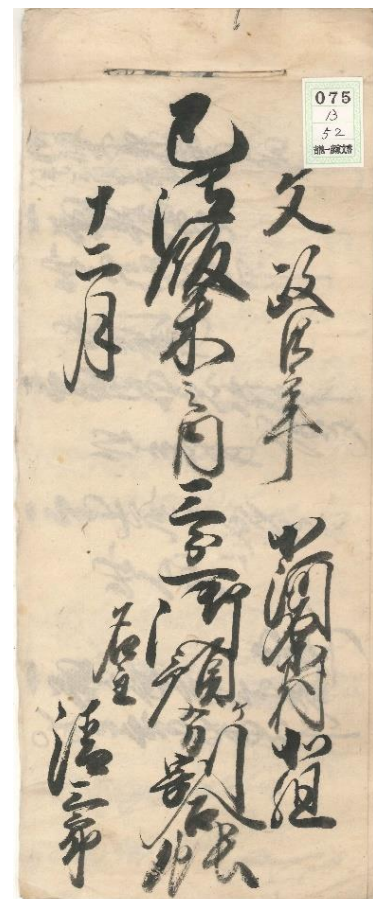
尚、1両は6万円から8万円ほどとされる。



4 文政4年 諸冊物 (6)



075-B-50-51



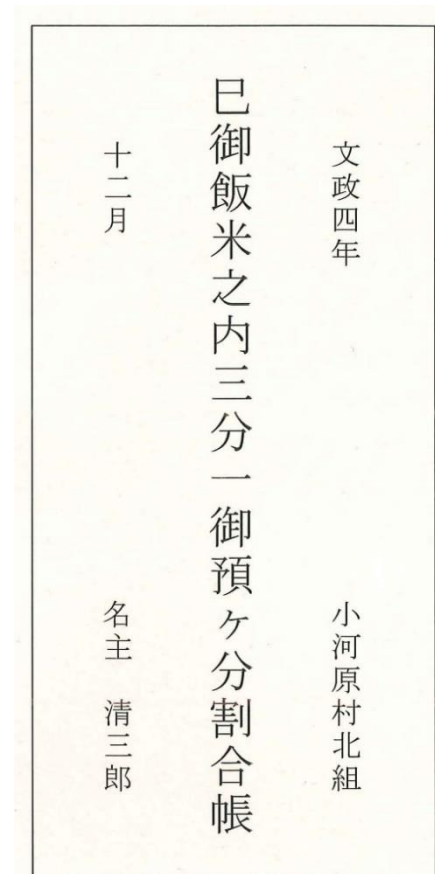
075-B-52

4 文政4年諸冊物

①「已御飯米之内三分一御預ヶ分割合帳」



075-B-52



4 文政4年 諸冊物 (7)



075-B-53 ~ 075-B-57

解説

文政四年（1821）の諸冊物で、計30帳面ある。

そのうち目立つのが、「旱損明田明畑、手充」関連、「夫
銭・諸運上」関連、「無尽金」関連、「国役・御伝馬金」

関連の帳面である。一年間で30帳面となるが、現存する
ものであつて実際にはさらに多くなることも考えられる。

この「已御飯米之内三分一御預ヶ分割合帳」（名主清三郎）
の内容を見ると、

・御飯米二十俵分の代粃（十両に三十四俵値段）として、
粃二十五俵の割り当て。

・石高に直すと、十二石五斗（一俵Ⅱ五斗入）を割合負担
する。

・これを北組の村高三四三石八斗四升二合五勺で、各自の
持高に換算すると、一石あたり三升六合三勺五才四毛の
負担に、但し金納。

・個人ごとの内訳

○ 五右衛門の場合 粃一俵一斗三升九合

代金一分二朱、（銀）五分

○ 新左衛門

粃一斗五升五合四勺
代（銀）五匁四分八厘

○ 清三郎

粃二石四斗六升一合四勺
代金三分、（銀）六匁五分八厘

* 銀60匁Ⅱ金1両換算（以下略）

② 文政四年諸冊物一覽表

吉池一彦家文書目録 (075)

史料番号	年月日	西暦	史料名	出所・[宛所]	形態	数量	備考
075-B-28	文政4.3	1821	村中地代金并夫銀入残金割合人別帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-29	文政4.3	1821	御内借金并他借金加判元帳御書上下帳	小河原村北組	横	1	
075-B-30	文政4.3	1821	御内借金小利足割合人別帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-31	文政4.6	1821	戌年御発記御無尽御懸戻シ被下候分御書帳	小河原村	横	1	
075-B-32	文政4.7	1821	干損明細明細改人別帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-33	文政4.7	1821	小嶋高請干損明細明細改人別帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-34	文政4.9	1821	田高名寄帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-35	文政4.9	1821	巳国役船銀節木割合組訳帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-36	文政4.10	1821	巳他所役代高并初割合帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-37	文政4.10	1821	巳御役高人別割合帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-38	文政4.11	1821	巳御内借金御年賦并御利足請取帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-39	文政4.11	1821	巳畑方皆無同様御手充割合人別帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-40	文政4.11	1821	巳百五拾丈夫銀并合銀割合人別帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-41	文政4.11	1821	巳田畑干損所々御手充立方御書上帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-42	文政4.11	1821	巳御免下夫銀割合人別帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-43	文政4.11	1821	巳諸運上綿荏大豆割合人別帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-44	文政4.11	1821	巳明畑并不用立作毛之分御預高書出帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-45	文政4.11	1821	巳高方御手充割合人別帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-46	文政4.11	1821	小嶋人別本田方 巳畑方一統干損御手充割合人別帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-47	文政4.12	1821	巳村方取統格段御手宛初割合人別帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-48	文政4.12	1821	巳御免下ヶ初割合人別帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-49	文政4.12	1821	巳小松立割合人別帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-50	文政4.12	1821	御無尽金三組割取帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-51	文政4.12	1821	巳軒割并大夫銀割合人別帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-52	文政4.12	1821	巳御飯米之内三分一御預ヶ分割合帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-53	文政4.12	1821	大夫銀軒割伝馬并小松立取付帳	北組	横	1	
075-B-54	文政4.12	1821	巳四組年中勘定拂訳帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-55	文政4.12.28	1821	御無尽御割返シ金人別帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-56	文政4.12	1821	御無尽初会 三會目迄掛金人別帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	
075-B-57	文政4.12	1821	内出作小嶋人別明畑掛リ夫銀割合人別帳	小河原村北組名主清三郎	横	1	

諸冊物については、文政4年(1821)が最多30帳面であるが、同3年が19帳面、同5年が28帳面と、その数量はかなり多い。

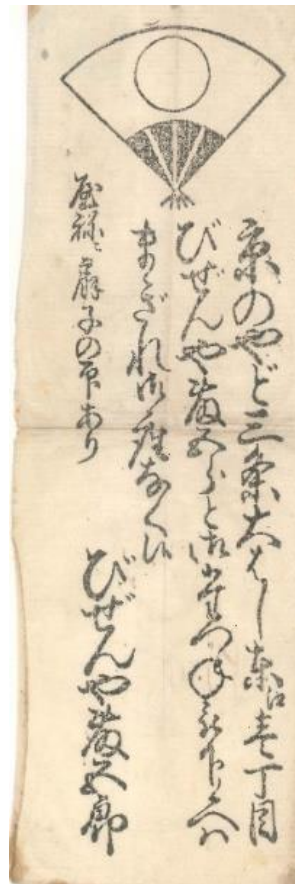
いずれも名主清三郎の時期のものであり、同6年以降は見られなくなる。

清三郎は文政3年1月に小河原村北組の名主役を九右衛門から引き継いでおり、同時に蔵元役（複数の村々の年貢米等を管理し出納する役）をも務めている。

附 京都・大坂の宿屋「引き札」



075-A-1095



075-A-1096



075-A-1097-1

A-1095
やねに 大坂宿日本はし北つめに
あこ屋安之助と御たづね可被下候
京ふしミへのり合
此印有 早舟いだし申候
あこ屋安之助

A-1096
京のやど三条大はし東江壱丁目
びぜんや藤五郎とおたづね被下候へハ
まぎれ御座なく候
屋祢二扇子の印あり
びぜんや藤五郎

A-1097-1
かわちやかぞく御座候間ふんどうや四郎兵衛と御たづね可被下候
大坂宿長町七丁目かわちや四郎兵衛と
御たづね可被下候、屋祢にやまがたに
ふんどう印あり
但シ 天王寺藤井寺道 河内屋
京都へ早舟出シ申候 四郎兵衛

おわりに

「吉池一彦家文書」は、総数 2388 点を数える大量の文書群であり、史料展示においてもまた今回の「もんじょ紹介」にあたっても、その点数が多くここに焦点を当てるかが課題となった。史料展示では、「江戸出御飯米」「江戸出大豆」などの上納にかかわる史料、「隣地との地境争い」なども展示したが、一方では京都・大坂の宿屋引き札（商業広告）や呉服太物などの取引にかかわる史料、個人の消息にかかわる書簡類など、その他多くの貴重な史料も展示したかったが残念ながら紹介できなかった。

「はじめに」で解説したとおり、今回は「1 支配・藩御用」「2 村のくらし」「3 江戸便り」「4 文政4年諸冊物」の4項目に絞って紹介した。解説は簡略すぎた感があるがご容赦いただきたい。

特に、「肝煎の呼称変更」史料は、宝暦 14 年（1746）の松代領内における呼称の変更を裏付ける大切な史料として紹介できた。仁礼・小河原・小布施・相ノ嶋・福嶋・仙仁の須坂市域6カ村が連名で署名している点も貴重といえる。

なお、「御湯樽」については、須坂新聞でも紹介されている。

また、都合で展示紹介ができなかった京都・大坂の宿屋の引き札3枚を載せておく。須坂と京都・大坂との商売上の繋がりが窺える。



- ◆お車で：上信越自動車道 須坂長野東ICより約5km(車で約10分)
無料駐車場30台
- ◆電車で：長野電鉄須坂駅下車徒歩約15分

もんじょ紹介 No.23

発行 令和2年12月 須坂市文書館
 須坂市大字須坂 812 番地 2
 (旧上高井郡役所内)
 電話 026-285-9041
 F A X 026-285-9175
 E-mail bunshokan@city.suzaka.nagano.jp